

# Nuclear Weapon & Nuclear Test MONITOR

## 核兵器・核実験モニター

221  
04/11/1

毎月2回1日、15日発行  
1996年4月23日  
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ/PCDS (太平洋軍備撤廃運動): Pacific Campaign for Disarmament and Security  
223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリーンネ102号  
Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org  
編集責任者 ■ 梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」  
銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

## 「防衛懇報告」の理念なき「ビジョン」 (10月4日)

# 米戦略との「ハーモナイゼーション」を ひたすら目指す

10月4日、小泉首相の私的諮問機関「安全保障と防衛力に関する懇談会」(荒木浩座長。以下、「防衛懇」)は、「未来への安全保障・防衛力ビジョン」との副題を持つ報告書<sup>注1</sup>を発表した。「大量破壊兵器等の拡散の進展や国際テロなどの新たな脅威への対応」という課題により適切に対応しうよう我が国の安全保障と防衛力の在り方について、幅広い視点から、総合的な検討を行う」ことを目的として4月20日に設置された防衛懇は、4月27日の第1回以来、毎月1度から2度の会合を重ねてきた。報告書は10月4日の第13回会合で最終確認された。委員の一覧を資料1に、報告書の目次を資料2に掲げる。

この報告書は、2001年9月に着手された防衛庁の内部機関「防衛力のあり方検討会議」の検討結果と併せて今年11月末を目途に進められている「防衛計画の大綱」見直しの基礎とされる。

### 2つの目標、3つのアプローチ

「9.11事件」によって、「国家からの脅威のみを安全保障の主要な課題と考えていればよい時代は過去のものとなった(3頁)」という認識から説き起こされる報告書の第1部冒頭で明らかにされるのは、総合的安全保障戦略における「2つの目標」と「3つのアプローチ」である。「ふたつの目標」とは次のとおりだ。

総合的安全保障戦略における大きな目標は二つある。第一は、日本に直接脅威が及ぶことを防ぎ、脅威が及んだ場合にその被害を最小化することである。第

二の目標は、世界のさまざまな地域において脅威の発生確率を低下させ、在外邦人・企業を含め、日本に脅威が及ばないようにすることである。端的に言えば、第一には日本防衛という目標であり、第二には国際的安全保障環境の改善という目標になる。(第1部 2 総合的安全保障戦略 5ページ)

この目標を達成するためのアプローチは三つ。それは日本自身の努力、同盟国(米国)との協力、国際社会との協力である。これら三つを適切に組み合わせることによって、日本の自己完結的な防衛努力が「軍拡」のサインとして外国に伝わり、「これに対してさらなる軍力整備が行われ、それぞれに合理的な行動の結果が軍拡競争ということになって、両国にとって安全保障のレベルを低下さ

### 今号の内容

#### ひたすら対米ハーモナイゼーション

-- 理念なき「防衛懇報告書」

[イラク] 香田さん殺害で非難されるべきは誰か

#### 米軍再編

主な動き(3): 「海外基地見直し委員会」活動延長  
横須賀とメイポート

#### 2005NPT再検討プロセス

二つの国連決議 新アジェンダ連合と日本  
ドイツ市民の取組み

# 日本青年殺害に想う 真に「非道かつ卑劣」なのは誰か？

あまりにも痛ましい事件だった。27日に「アルジャジーラ」が流した「すみませんでした。また日本に戻りたいです」という言葉を残して、4日後の10月31日未明(日本時間) 24歳の香田証生さんは、変わり果てた姿となってバグダッド市内で発見された。

拉致グループの主張した「48時間以内の自衛隊の撤退決定」を小泉首相は、すぐさまに撥ねつけた。4月に高遠菜穂子さんら3人が拉致されたときも、政府の立場は今回と同じく「撤退要求は拒否」であった。4月との大きな違いは、今回の拉致グループが、釈放を働きかけた現地の聖職者グループの力も及ばぬ強硬派であったことである。あの時、政府与党は「要求を拒否したことが釈放につながった」と見当違いの自画自賛をしたのだった。

10月31日の小泉首相の声明は次のように言う。「無辜の民間人の生命を奪った今回の行為は、非道かつ卑劣きわまりものであり、あらためて怒りを覚えます。」しかし、昨年3月以来イラクで奪われてきたおびただしい「無辜の民間人」の生

命を思うとき、真に「非道かつ卑劣きわまりない」かったのが誰だったのかを、私たちは問わなければならない。戦争の唯一の理由であった「大量破壊兵器」がフィクションであったことはもはや明らかである。その戦争を支持し、「多国籍軍」の一員として自衛隊を派兵している国の首相が吐く「非道かつ卑劣」の言葉は、イラクの人々から数倍の重さを持って返されるだろう。

香田青年が、どのような思いで「無謀」といわれども仕方のないイラク行きを実行したのかは、今となってはわからない。しかし、人として生きる証をもとめてさまよう良心的で心優しき若者の心をひきつける「何か」が、イラクにはあったのだろう。彼自身の言葉でその理由を聞けなくなってしまったのが、何より悔しい。

12月の派兵期限の満了を契機に、自衛隊撤退への道をつけること、それを「脅迫の結果」ではなく、日本国民の自由意志として選び取る。その決心を香田さんの墓標に届けたいと思う。(田巻一彦)

せるといづ 安全保障のジレンマ(「報告書」5頁脚注)に陥ることを防ぐとされる。については、従来の「国際貢献論」が「やや第三者的ニュアンス」で語られてきたのに対して、報告書はそれを日本の安全保障に直結する任務ととらえるべきであると強調する。ここは何気なくやり過ぎてしまいそうだが、意味するところは重大である。つまり日本防衛の「前線」が日本の領土、領海を越えた「国際社会」の中に広がっているという、米国流の論理が示唆されているのである。

## 6つの論点

以下、本稿では、本文A4版32ページにわたるこの報告書をつぶさに検討する代わりに、私たちが大きな関心を抱く次の6点について報告書がどのように述べているかを探り、問題点を指摘する。すなわち日米安保条約(日米同盟)、日本の防衛力のあり方、ミサイル防衛、核軍縮、

国際平和協力活動そして武器輸出三原則である。

### (1) 軍転換」に追随し日米安保と再定義

日本の安全保障が「日米同盟」に始まり「日米同盟」に終わるという構造が、ここでも堅持されている。その意味で「旧態依然」というほかはない。

日米安全保障条約に基づく日米同盟こそ、(同盟国との連帯行動の)恒常的的制度である。(略)今後とも日米同盟の信頼性を相互に高めつつ、抑止力の維持を図る必要がある。とりわけ核兵器などの大量破壊兵器による脅威については、引き続き米国による拡大抑止が必要不可欠である。(第1部 2 総合的安全保障戦略 7頁)

さらに現在進行中の「グローバルな米軍の変革」について積極的に協議を進めるとした上で、次のように「日米安保の再定義」が必要だと提言している。

政府は、このような努力を払うとともに、日本の独自性を踏まえつつ、日米間の役割分担などを含め主体的に米国との戦略協議を実施するべきである。さらにこうした協議の成果を反映する形で、時代に適合したあらたな「日米安保共同宣言」や新たな「日米防衛協力のための指針」を策定するべきである。(第2部 2 日米同盟のあり方 19頁)

### (2) 多機能弾力的防衛力

従来、国家主体による脅威からの防衛のために形成された「基盤的防衛力」は時代に合わなくなったとして、

#### <資料1>

#### 安全保障と防衛力に関する懇談会のメンバー

座長	荒木 浩	東京電力顧問
座長代理	張 富士夫	トヨタ自動車株式会社取締役社長
委員	五百旗頭 真	神戸大学法学研究科教授
	佐藤 謙	(財)世界平和研究所副会長(元防衛事務次官)
	田中 明彦	東京大学東洋文化研究所教授
	西元 徹也	日本地雷処理を支援する会会長(元防衛庁統合幕僚会議議長)
	樋渡 由美	上智大学外国語学部教授
	古川 貞二郎	前内閣官房副長官
	柳井 俊二	中央大学法学部教授(前駐米大使)
	山崎 正和	東亜大学学長

「多機能弾力的防衛力」という概念が導入される。これは、一般論としては、次にあげる要件のすべてを満足する能力である。

弾道ミサイルをはじめとする、国家間紛争に起因する脅威への即応対処能力、情報処理能力等。伝統的脅威の復活にも備えた一定程度の「基盤的」能力。

非国家主体からのテロなどへの対応能力。大規模災害への対処能力。

日米同盟関係を有効に機能させるための適切な役割分担。

周辺国との信頼醸成、可能な地域的協力。

国際平和協力活動。

(第1部「3 新たな防衛戦略を支える防衛力」11ページより要約。項目化は筆者)

このような多目的に対応する防衛力整備を少子化、厳しい財政事情という制約の下で実行に移すためには「多機能化」と「弾力的運用」が不可欠であり、その要は「情報能力」と迅速な意思決定プロセスであると報告書は指摘する。

陸・海・空防衛力の基本的なあり方についての提言は次のとおりである。

<要約>

○陸上防衛力:本格的着上陸侵攻対処のための態勢から「烈度の低い多様な軍事行動」への即応体制の構築に重点を移す。重装備部隊を大胆に削減、機動力、特殊作戦能力、NBC防護能力を向上させる。

○海上防衛力:冷戦期の対潜水艦戦闘を中心にした態勢から、島嶼防衛や弾道ミサイルの監視・対処、武装工作船対処に重点を移す。艦艇、航空機ともに縮減・効率化し、即応性の向上を図る。全体として海外任務遂行能力の向上を図る。

○航空防衛力:本格的な航空侵攻対処の必要性が減じたことから、戦闘機を含む航空機部隊の縮減・効率化。ミサイル防衛能力の整備。また、海外任務の増大に対応するため、航空輸送力の充実を図る。(第3部「2 新たな防衛力の体制」27頁)

つづけて報告書は「統合運用態勢の強化」の必要性を強調する。作戦のみならず教育、情報通信、後方補給のすべての範囲を網羅する統合運用基盤の確立が必要である。

一見してわかるように、ここで提言されているのは、本誌で継続してとりあげている米軍の軍転換(Force Transformation)あるいは世界的態勢見直し(Global Posture Review)と軌を一にする防衛力の転換である。一方、示された状況認識は、先の報告書も認めている「少子化」「厳しい財政」という事情(第1部13頁)と相まって、相当に大胆な「防衛力削減」の根拠ともなうものであることにも注目したい。防衛庁サイドの「既得権益防衛」

<資料2>

目次

「はじめに」	1
1部新たな日本の安全保障戦略	
1 21世紀の安全保障環境	3
2 統合的安全保障戦略	5
(1)日本防衛	6
(2)国際的安全保障環境の改善による脅威の予防	8
(3)安全保障戦略における統合性の確保	11
3 新たな安全保障戦略を支える防衛力～多機能弾力的防衛力～	11
第2部新たな安全保障戦略を実現するための政策課題	
1 統合的安全保障戦略の実現に向けた体制整備	14
(1)緊急事態対処	14
(2)情報能力の強化	15
(3)安全保障会議の機能の抜本的強化	16
(4)安全保障政策の基盤の整備	17
2 日米同盟のあり方	18
(1)日米同盟、日米安保体制の意義	18
(2)日米同盟の維持・強化	18
3 国際平和協力の推進	19
(1)国際平和協力に対する日本の取組	19
(2)国際平和協力の実施体制	19
4 装備・技術基盤の改革	21
(1)生産・技術基盤の維持と防衛産業の合理化	21
(2)武器輸出三原則	21
(3)調達及び研究開発の効率化	22
第3部防衛力のあり方	
1 防衛力が果たすべき役割と保有すべき機能	23
(1)日本防衛のための役割・機能	23
(2)国際的な脅威の予防のための役割・機能	25
2 新たな防衛力の体制	26
(1)考慮要素	26
(2)防衛力の具体的な構成	27
第4部新たな「防衛計画の大綱」に関する提言	
1 「防衛計画の大綱」に定めるべきもの	29
2 防衛力整備目標の示し方	29
付言更に検討を進めるべき課題	憲法問題
「おわりに」	32
安全保障と防衛力に関する懇談会のメンバー	34
安全保障と防衛力に関する懇談会の経過	35
要約	37

路線との衝突は避けられないであろうが、軍縮世論を高めるためには活用可能な論理である。

(3)ミサイル防衛 - 除去される「専守防衛」の封印

(今後整備が進められるミサイル防衛システムは)統合的な運用を行う必要がある。その際、同システムを現行の法制度の下で有効に運用しうるか否か早急に検討の上、法改正を含め必要な措置を講ずるべきである。

なお、ミサイル攻撃に対処するため他に手段がなくやむを得ないとしていわずに策源地への攻撃能力を持つことが適当か否かについては、米国による抑止力の有効性、ミサイル防衛システムの信頼性等の観点から慎重に検証するとともに、費用対効果や周辺諸国に与える影響等も踏まえ、総合的に判断す

べきである。(第3部「2 あらたな防衛力の体制」27頁)

ミサイル防衛論議と常に表裏に存在しているのが「敵地(ミサイル基地)攻撃能力」の議論である<sup>注2</sup>。従来の政府見解は、敵地攻撃能力は「日本は憲法の制約上保有できないので、米国に依存する」というものであった。これに対して「報告書」は、控えめの表現ながら、「タブーを破る」議論すなわち独自の対地攻撃力をめぐる議論を奨励している。すでに、防衛庁サイドは「敵地攻撃能力の保持」を「大綱見直し」に反映させることを検討していると報じられている<sup>注3</sup>。今後の最大の焦点の一つである。

ところで、この報告書には「専守防衛」という言葉がただの一度も登場しないのは重大である。この言葉はもはや「死語」として日本の安全保障政策から抹殺されることすら危惧される。

#### (4) 核軍縮に言及なし

報告書全体をとおして、「核兵器」に触れられているのは、「また、日本は核兵器を保有すべきではない」という短い一文(第1部「2 総合的安全保障戦略」6頁)の他、数箇所「核兵器など大量破壊兵器の脅威」が繰り返される部分、そして「従来より核兵器不拡散条約(NPT)、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)…と背景説明的に述べる部分のみである。核軍縮に言及しないというこの報告書の路線が仮に「大綱見直し」に採用されるとすれば、これは重大な後退になる。なぜなら、現行の「大綱」においては、「米国の核抑止力への依存」とならんで、まがりなりにも「核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たす」という一文が置かれているからだ。2005年という歴史的な年を目前にして、動向を厳しく監視していく必要がある。

#### (5) 国際平和協力活動を自衛隊の本務に

報告書は国際平和協力を自衛隊の本来任務に位置づけること、これまでの特別措置法での対応に替わる一般法(筆者注:恒久法)の整備の検討を勧告している。

#### (6) 武器輸出三原則と緩和

「武器輸出三原則」を「少なくとも同盟国たる米国との間で、緩和することを報告書は勧告している。これはミサイル防衛の日米共同研究が共同開発・生産に進む場合に備えて、財界から要望の高まっていた事項である。ここでも、日本の平和原則は放棄されようとしている。

### 「新大綱」への提言

#### 国防の基本方針の見直しを提言

報告書の第4部は「新たな防衛計画の大綱」に関する提言に充てられている。そこで示されているのは、新大綱には、「国防の基本方針(1957年)の考えをも包み込む(すなわち、その「上位概念」に位置するような:筆者注)新たな安全保障戦略を示すこと、新大綱には防衛力の定性的な機能を中心に目標を規定し、現在の「別表」については「量的な目標水準の変化と達成時期をわ

かりやすく明示するとともに、時代の変化に合わせて定期的に見直しができるよう、その規定の内容、方法等を検討すべきである」と勧告している。(第4部「新たな防衛計画の大綱」に関する提言)これは、米国の「四年期国防見直し(QDR)」に倣って、戦力態勢の見直しの柔軟性の向上を意図しているように見える。

### 憲法と集団的自衛権議論を奨励

懇談会は憲法改正について論じる場ではない。したがって本報告の提言も現行憲法の枠内で行われている。そのことを踏まえつつ、報告書は巻末に「付言」さらに検討を進めるべき課題-憲法問題を設け、要旨次の2点を提言している。第1には憲法問題に議論の焦点が当たりすぎることは、政策的議論の発展に好ましくないもので、今後は「幅広い視点から憲法問題について議論されていくことが期待される」ということである。第2は、懇談会で統一見解が得られなかったと率直に認めている。筆者注「集団的自衛権」を巡る議論である。この問題について報告書は、「個別国家の持つ集団的自衛権と国連が行う集団的措置を別個の問題として考える、日本防衛の目的で来援した米軍を防護するための武力行使も禁止されるべきなのか」といった論点を示すにとどめている。

### まとめ

通読しての感想は、目配りの利いた優等生的な報告書であるというものであった。しかし、おそらくは「理念」を感じることができないというものであった。その理由は、憲法に基づく日本の具体的安全保障政策=非核三原則、専守防衛が、実践的な安全保障ツールとして全く無視されていることである。これらを論じることは「憲法論議によって政策論議が発展しない」どころか、まさに逆の作用を果たすはずである。さらに、「はじめに」において荒木浩座長が、懇談会の大勢の意見として「迂遠なように見える国際平和協力が、重要な自衛の手段たりうる」という認識を示したにも関わらず、戦争の予防の努力、とりわけ東北アジアにおける地域安全保障のために日本がなすべき責任について、何も実質的な提言がなされていないことも、この報告書を理念なき作文にしているように思える。

この結果、報告書は冷戦期に形成された、軍事偏重で、かつ紛争の「予防」ではなくむしろ「抑止と対応」に重点を置いた安全保障政策に「テロとの戦い」という米国製の香辛料を加え、ひたすら米国の「軍転換」との「調和(ハーモナイゼーション)をめざすものとなってしまった。これは、地域に信頼と安定ではなく、警戒心と猜疑心を呼び覚ますものといわなければならない。市民の手による「北東アジア地域の共通の安全保障」を提案し、「新大綱」への「対抗構想」として育てていかなければならない。「防衛懇報告」はそこでのたたき台としての役割は果たせそうだ。(田巻一彦)

注1: <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ampobouei/dai13/13siryu.pdf>

注2: 「核兵器・核実験モニター」211号、207号及び209・10号。

注3: 「毎日新聞」2004年10月1日。

# 米「海外基地見直し委員会」活動延長

引き続き米軍再編に関する重要な動きを年表にまとめた。

表の中で、メディアに報道されていない米国内の動きとして、特に10月13日の「海外基地見直し委員会」の期限延期の問題に注目していただきたい。

10月13日、ブッシュ大統領は「2005軍事建設歳出及び緊急ハリケーン補正歳出法」に署名し同法が発効した。その第127節によって「海外基地見直し委員会」の活動が、2005年8月15日まで延期された。現行法では2004年12月末日が期限であった。第127節を全訳すると次の通りである。

公法108 - 132の第128(b)(A)を修正し、「2004年12月31日」の文言を削除し、「2005年8月15日」に置き換える。

因みに、現行の公法108 - 132の第128(b)(A)は、次の通りである。(ピースデポ『イアブック2004』に第128節の大部分の訳が資料として掲載されている)

の通りである。(ピースデポ『イアブック2004』に第128節の大部分の訳が資料として掲載されている)

委員会は、委員会の見出した知見と結論を詳しく説明した報告書を、委員会が適切と考える立法措置や行政当局の施策に関する勧告とともに、遅くとも2004年12月31日までに、大統領と議会に対して提出しなければならない。

日米政府の基地削減に関する話し合いは来春まで続くので、「見直し委員会」の活動延長は日本の運動にとって好都合である。直接日米交渉に響くことは望めないとしても、日本の自治体や市民が直接に米国のシステムに訴えるチャンネルが開かれ続けるからである。また、委員会が報告書に何を書くかは、その後の在日米軍基地問題にインパクトを与えることになる。(梅林宏道)

## 米軍再編を巡る主な動き(3)

(2004年10月6日～10月19日)

10月6日	石原慎太郎東京都知事は、首相官邸で山崎拓首相補佐官と会談。横田基地の軍民共用化の積極推進を要請。石原知事は全面返還までの暫定措置として軍民共用化を要望。	10月7日	訪米中の町村外相、米務省でパウエル国務長官と初会談。「沖縄県民の不安を真剣に受け止めてほしい」と要望。普天間飛行場に関し、SACO合意の早期達成を表明。これ以前国防総省でラムズフェルド国防長官と会談。国防長官も地元の重要性を理解。米軍再編の全体像に関し「相手国や米議会との関係で、数年単位の時間が必要」と説明。会談後、外相は同行記者団と懇談。米軍再編問題の局長級、審議官級の日米協議を閣僚級に引き上げる必要を述べ、11月の米大統領選後に日米安全保障協議委員会(2+2)開催検討の考えを示した。「2+2も1回で済むとは思わない」とした。
10月6日	細田博之官房長官は記者会見で、これまでの日米協議で沖縄米軍の一部本土移転案を提示していると述べるとともに、初めて海外移転案にも言及。また、自治体意向調査の時期は日米協議がもっと進展した後と述べる。	10月7日付	9月20日の日米局長級協議で日本、沖縄第4海兵連隊(2,000～3,000人)の国外移転を米国に要求していたと判明。初めての海外移転要求。(朝日)
10月6日	米韓が在韓米軍再配置の方法で合意。2008年まで3段階で12,500人を撤退。第一段階はイラク派遣部隊5,000人。削減日程や規模で相手国と合意したのは韓国が初めて。	10月8日	大野功統防衛庁長官、在日米軍再編で日米の年内合意は困難との見通し。閣議後の記者会見で。
10月6日	山崎首相補佐官が、都内で講演。米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間移転に関し「活動範囲」は安保条約(6条)が定める極東の範囲をはるかに超える」と指摘。その上で「どうクリアするのが課題」と述べる。	10月8日	社民党の又市征治幹事長は記者会見で、小泉首相の在沖米軍の国外移転への言及について「陸軍司令部の日本への移転との取引なら重大」と批判。
10月6日	町村信孝外相が就任後初の訪米、ライス大統領補佐官(国家安全保障担当)と会談。米軍再編問題でライス補佐官は協議加速を促し、外相は「在日米軍機能の効率化と、沖縄など地元負担軽減が重要」と応じた。	10月8日	松沢成文神奈川県知事、首相官邸に山崎拓・首相補佐官を訪ね、米軍再編に関して「十分に情報提供したうえで自治体の意向を聞き、米側と交渉してほしい」と要望。山崎補佐官は同意したが情報提供の時期を明示せず。
10月6日	米国防総省は、米太平洋軍の次期司令官に指名されたグレゴリー・マーチン空軍大將が指名撤回されたと発表。マーチン大將の起用は再編における空軍機能強化の目玉だった。当面はファーゴ司令官(海軍大將)が継続。	10月9日	朝鮮中央通信、米国が日本海にイージス艦を配備したことを非難。日米共謀の挑発行為とし自国の「核抑止力を含む自衛的手段」の正当性を主張。
10月6日付	小泉首相、9月10日に石破防衛庁長官、川口外相との会談で、米軍移転先に名の上がる自治体の意向調査を防衛庁に指示したことが判明。(朝日)	10月12日	小泉首相の臨時国会所信表明演説、在日米軍の再編問題に触れ、日本の安全保障と沖縄の負担軽減を図る観点から米国と協議を進めると強調。具体的な取り組みへの言及なし。普天間・SACOについても言及なし。
10月7日	ベトナム訪問中の小泉首相、ハノイのホテルで同行記者団に、沖縄米軍の移転問題について「国内、国外移転、両方ある」と述べ、日本国外への移転案も検討対象になるとの考えを表明。首相の国外移転言及は初めて。	10月12日	米務省で米軍再編問題の外務・防衛審議官級協議。9月の日米首脳会談を受けたもの。緊密協議で早期に結論で一致。日本側は、抑止力維持を前提とする

	沖縄駐留の海兵隊削減が必要との見解を示す。日米は期限を設けていないが、年度内に一定の結論を出すよう協議を加速。日米安全保障協議委員会(2+2)も年内もしくは来年春までに開催する方向。	10月15日付	12日のワシントンでの審議官級協議で、在日米軍再編を来春めどにまとめることに合意していたことが判明。日米安保協議委員会(2+2)を年内にも開くことを目指す。(朝日)
10月12日	外務省飯倉公館で、竹内行夫外務事務次官、アーミテージ米国防務副長官ら日米次官級戦略対話。米軍再編で協議を加速させることで一致。スモール・パッケージからトータル・パッケージへの移行が焦点か。	10月16日	町村信孝外相、那覇市内で記者会見。在日米軍再編について現在の日米安保条約の枠内で米側と協議していく考えを強調。同時に「極東条項に限定せず、広い視野で大局的な議論も大切」と米世界的戦略への配慮も示した。
10月13日	米国で2005軍事建設歳出法が発効。これによって海外基地見直し委員会の報告書提出期限が2004年末から2005年8月15日に延期された。	10月16日	細田博之官房長官、島根県玉湯町で講演。在日米軍の再編問題に関して沖縄県民の負担軽減を目指すことを強調。同時に「米国は韓国は撤退するが日本では機動性を増したい」と言う。交渉はなかなか大変だと述べた。
10月13日	首相官邸で在日米軍再編問題をめぐり細田官房長官、町村外相、大野防衛庁長官による3閣僚協議を開催。3省庁が連携して米側との交渉に当たる方針を確認。これまでの日米協議の内容を確認することだった。	10月16日	細田博之官房長官、松江市で記者会見。在沖米軍基地の移転問題について「どこへとは言っていないが、海外移転を希望すると言っている」と述べ、海外移転の検討を米側に要請していることを明言。
10月13日	来日中のアーミテージ米国防務副長官、在日米国大使館で記者会見。在日米軍再編で日本国内調整が難航していることに関し「個別の案件や場所から話を始めたのは間違い。理念的な議論から始めるべきだった」と、進め方に問題があったとの認識を述べた。具体的な再編協議については「専門家の決断に委ねたい」と、座間の件を含め受け入れに期待を示した。	10月18日	外務省、防衛庁、在日米軍司令部などで構成する日米合同委員会、横浜市米軍6施設を返還する代わりに、米軍池子住宅地区の横浜市域に住宅約700戸を追加建設する方針を了承。
10月13日	外務省首脳「最初から極東条項ありきではなく、テロや核拡散など新しい脅威の発生事態への対処を考えなくてはならない」と柔軟対応を述べ、同時に「最終的には従来の解釈を無視できない」とも述べた。	10月18日	政府、米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間への移転受け入れを検討する方針。複数の政府関係者が明らかに。同時に、在日米軍駐留経費負担(思いやり予算など)の大幅軽減を米側に求める。来年4月末からの大型連休中にも日米安全保障協議委員会(2+2)を開き、再編案の合意を目指す。
10月13日	小泉首相は衆院代表質問で、「在日米軍の兵力構成見直しは現行の日米安全保障条約の枠内で行われる。憲法との関係でも問題は生じない」との見解を表明。鳩山由紀夫(民主)に答えた。	10月18日	神奈川県は、米軍再編について照会文書を町村外相に提出。照会文書は、日本政府の検討状況、米側から提供されている情報内容、政府から地元自治体への情報提供の時期、日米協議で地元負担は考慮されているか、いつ、どのように地元の意見を聴くか、の5項目。
10月13日	小川勇夫相模原市長と星野勝司座間市長、大野防衛庁長官に米陸軍第一軍団司令部のキャンプ座間への移転に反対を要請。	10月18日	沖縄県キャンプ・ハンセンの米海兵隊砲兵部隊(約2,000人)などを陸自・東千歳駐屯地内に移転させる案が日米両政府間で検討中と判明。空自・千歳基地が近く、近隣の陸自北海道演習場も利用できるのが好条件。(産経)
10月15日	大野防衛庁長官、記者会見で「極東条項」のあいまいさのない解釈について政府内で再整理する必要があると表明。	10月19日	大野功統防衛庁長官、記者会見で、96年4月の「日米安保共同宣言」を世界的平和貢献の立場から見直すべきだとの考えを示した。在日米軍再編は「今の条約の中で考えると述べた条約改定は必要ないとの認識。
10月15日	防衛庁首脳、日米安保共同宣言を新たに出すことについて議論の必要性を述べる。日米同盟の在り方の再定義、普天間代替地再考などが含まれる。外務省首脳は、その必要性について疑問視。	10月19日	細田博之官房長官、記者会見で、日米安保条約の極東条項や96年の日米安保共同宣言の見直し論について「考えていない」と否定。協議は「極東条項など変更の条件下では交渉していない」と指摘。町村外相の極東条項にこだわらない認識については「政府内部の意思統一を図る」と述べた。
10月15日	防衛庁首脳、SACOで合意した在沖米軍基地の整理縮小に関連し「安全保障の環境は変わった」と述べ、在日米軍再編を検討する中でSACO合意見直しの可能性もあることを示唆。政府の外交・安全保障関係の首脳がSACO見直しに言及したのは初めて。	10月19日	稲嶺恵一沖縄県知事、首相官邸に細田博之官房長官を訪ね、日米間で「沖縄は再編協議への期待度が高い」と強調した。細田長官は「小泉首相は沖縄の負担軽減を強く思っており、米側にも伝えている」と応じた。
10月15日	松沢成文神奈川県知事、記者会見で、キャンプ座間問題など米軍再編構想を、外務省に文書照会する考えを表明。	10月19日	米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間への移転案について、日本政府が受け入れ検討方針を固めた。今後、極東条項の解釈変更も視野に調整の方針。
10月15日	沖縄県宜野湾市で墜落した米軍ヘリCH53Dの同型機の岩国基地帰還を山口県が容認。山口県庁を訪れた米軍や防衛施設庁の担当者から再発防止策などの説明を受けて決定。これに先立ち、地元岩国市の井原勝介市長も容認を表明。	10月19日	小泉首相、町村外相が極東条項を柔軟に解釈する考えを示したことについて、「安保条約は『世界の中の日米同盟』という観点から議論すればいい」と、日米協力の舞台を世界規模に広げる同盟強化の視点を加えることで、在日米軍の駐留目的を極東条項だけにとらわれない姿勢を示したもの。
10月15日	横須賀市議会、国に日米地位協定の早期見直しを求める意見書を全会一致で可決。		沖タイ=沖縄タイムス。(作成:ピースデポ)
10月15日付	9月20日の日米局長級協議で、日本がキャンプ座間への第1軍団司令部移転に反対、沖縄海兵隊の砲兵大隊の海外移転を主張したことが判明。横田に残る空軍司令部機能について「条約の範囲内」と条件を付けた。米側は、横田の空軍司令部を07年に240人から69人に減らしグアムに移転することを提案。外務省のスモール・パッケージ路線の産物と言われる。(共同)		



## 米海軍原子力空母の母港 横須賀とメイポートの宿縁

### 2隻の通常型空母

現在米海軍は通常型空母を2隻保有しており、残り10隻の空母はすべて原子力空母である。2隻の通常型空母のうち横須賀を母港とするキティホークは2008年に、フロリダ州ジャクソンビル(人口70万人)に近いメイポートを母港とするJ・F・ケネディは2018年に艦の寿命に達し、退役することとなっている。今後建造される空母が全て原子力空母となる計画であることから、2018年以降には全ての米空母は原子力空母になる見通しである。

そこで、もしキティホークが退役する2008年以後も横須賀の空母母港が続き、その後継艦も通常型空母となると、メイポートは空母ケネディを失うことになる。そして、メイポートには原子力空母が来ることになる。しかし、メイポートには、現在、原子力空母を受け入れる設備はない。

一方、もしメイポートがケネディの母港の継続を望むとすると、横須賀には2008年に原子力空母が来てしまうことになる。しかし、現在、横須賀にはそれを受け入れる設備はない。

このように、横須賀とメイポートは宿縁で結びついている。

そして、キティホークの母港である横須賀とケネディの母港であるメイポートで極めて対照的な動きが起きている。

### メイポートのロビー活動

メイポートでは、母港から得られる経済利益を守ろうとする地元の動きが強い。

伝えられる所では、メイポート地元商工会は米海軍に強力にロビー活動を行い、今年4月、米海軍は2018年に退役するまでメイポートを空母ケネディの母港とすること

を約束した。その一方で、メイポートは2018年以降も空母の母港であり続けるために原子力空母の受け入れ準備を進めようとしている。つまり、受け入れに必要な埠頭の電力供給能力、放射性排水の処理、浚渫、維持管理、埠頭の強化、係留設備などに関する要件の調査である。メイポートでは、原子力空母母港化による危険をまったく無視をして、母港化による経済効果の維持のみに関心を向けているように見える。

しかし、メイポートが、独立委員会が作成する2005年基地閉鎖再編(BRAC05)のリストに載った場合、米海軍の意思に反してメイポートが閉鎖される可能性は残っている。そこで、ジャクソンビル市長はメイポートをBRAC05の対象から外すようロビー活動を強力に展開している。

### 横須賀での反対

一方、横須賀では長年にわたって母港化の反対運動が続けられてきた。

1985年には、横須賀市民が核トマホークミサイルを積んだ艦船の横須賀配備に反対し、「核トマホーク艦の横須賀母港に反対する市民の会」を設立した。さらにその後、1991年の米国家環境政策法(NEPA)に基づく母港取り消し訴訟、1998年の「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」の設立、今年5月の「原子力空母横須賀母港化を許さない全国連絡会」の結成などがなされてきた。原子力空母の母港化のためと思われる12号バース(埠頭)延長工事は、現在進められてしまっているものの、「市民の会」などの活動によって当初の予定より大幅に遅らせられた。横須賀では原子力空母母港化による危険を重視し、原子力空母への反対運動が続いている。

今年4月、沢田秀男横須賀市長が川口外相に対して、キティホークの退役後も通常型空母を引き続き配備するように要請した。その要請が実現する場合、メイポートでは2008年までに原子力空母受け入れ体制を完了しなければならない。横須賀とメイポートは不可分の関係に置かれており、今後もメイポートの動向に注視する必要がある。(林公則・梅林宏道)

## 国連総会第一委員会

# NAC決議、日本決議を採択

10月28日、国連総会第一委員会において、新アジェンダ連合(NAC)や日本が提出した核軍縮関係の決議案に対する投票が行われた。NAC決議「核兵器のない世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を加速する」決議番号A/C.1/59/L.22は賛成135、反対5、棄権25票で、日本決議「核兵器完全廃棄への道程」同A/C.1/59/L.23は賛成151、反対2、棄権16票でそれぞれ採択された。両決議の全訳を8~9ページに掲載する。

包括的な決議案と戦術核の削減に絞った決議案の2段構えという昨年までのパターンとは異なり、今年のNAC決議は、新しいタイトルのもと、2005年NPT再検討会議を

念頭に要求項目の数を絞った短いものとなった。アプローチの違いなどを理由に、これまでNAC決議に棄権してきた日本は、今回の決議に賛成票を投じた。

一方の日本決議は、新たな要素として、被爆60周年である2005年再検討会議の成功の重要性を強調していることなどがあるが、基本的な趣旨や構造は例年のまま変わらない。昨年同様、米、インドの2か国が反対し、NAC7か国は棄権票を投じた。第一委員会で可決された決議は、次に本会議において投票される。詳しい分析は次回以降で行いたい。

# 核兵器のない世界へ： 核軍縮に関する誓約の履行を加速する

2004年10月13日 A/C.1/59/L.22

ブラジル、エジプト、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、  
南アフリカ、スウェーデン提出決議案

総会は、  
2003年12月8日の決議58/51を想起し、  
来たる2005年に開催される核不拡散条約  
締約国による再検討会議を念頭に置き、  
核兵器使用の可能性が人類に対する  
脅威になっていることに加え、核軍縮に向  
けた拘束力のある義務と、合意済みの措  
置が全く履行されていないことを憂慮し、  
核軍縮と核不拡散は相互に補強し合う過  
程であって、両面での緊急かつ不可逆的  
な前進が求められていることを再確認し、  
また、核不拡散条約第6条にしたがい、  
核兵器国が自国の核兵器を完全に廃絶  
し、核軍縮に結びつけて行くことを明確に  
約束したことを想起し、軍縮過程の最終目  
標は、厳格かつ実効ある国際管理の下で  
の全般的かつ完全なる軍縮であることに  
留意し、

1. 全ての国に対し、核軍縮と不拡散に関し

て行なった誓約を守り、核軍縮や不拡散  
に悪影響を与えたり、新たな核軍備競争  
を刺激したりする一切の行動を差し控え  
るよう要求する。

2. 全ての国に対し、核不拡散条約へのす  
べての国の加盟を達成し、また、包括的  
核実験禁止条約の早期発効を実現する  
ために努力を惜しまないよう要求する。

3. 全ての核不拡散条約締約国に対し、20  
00年の再検討会議で合意した、核軍縮  
を成し遂げるための体系的かつ前進的  
な努力を行なう実際の措置の履行を加  
速するよう要求する。

4. 核兵器国に対して、自国の安全保障政  
策における、核兵器の役割を縮小させる  
との誓約に従い、非戦略核兵器を削減  
するとともに新型核兵器を開発しないよ

うさらなる措置をとることを要求する。

5. ジュネーブ軍縮会議 (CD) において、19  
95年の専門コーディネータの声明とそこ  
に含まれる任務に従って、核兵器用及び  
その他の核爆発装置用核分裂物質の  
生産を禁止する、差別的でなく、多国間  
の、国際的かつ効果的に検証可能な条  
約のための交渉を、核軍縮及び核不拡  
散という両方の目的を考慮して再開す  
ることを通じて、また全ての核兵器国が  
もはや、軍事的に不要になった核分裂物  
質を国際的検証の下に置く制度を完成  
させ履行することを通して、核軍縮並び  
に核不拡散のための努力を緊急に強化  
することに合意する。

6. CDに、核軍縮を扱う適切な下部機関を  
設置することを要求する。

7. 全ての核軍縮措置において、不可逆性、  
透明性の原則が重要であり、より適切で  
効果的な検証能力を発展させる必要が  
あることを強調する。

8. 第60回会合の仮議題に「核兵器のない  
世界へ：核軍縮に関する誓約の履行を  
加速する」と題された項目を含め、本決  
議の履行状況を同会合で点検すること  
を決定する。(訳：田辺俊明/ピースデ  
ボ)

# 核兵器完全廃棄への道程

2004年10月13日 A/C.1/59/L.23

アフガニスタン、オーストラリア、バングラデシュ、コートジボワール、フィジー、  
イタリア、日本、ネパール、スイス、ウクライナ提出決議案

総会は、  
1994年12月15日の決議49/75H、1995  
年12月12日の決議50/70C、1996年12月  
10日の決議51/45G、1997年12月9日の決  
議52/38K、1998年12月4日の決議53/7  
7U、1999年12月1日の決議54/54D、200  
0年11月20日の決議55/33R、2001年11月  
29日の決議56/24N、2002年11月22日の  
決議57/78、2003年12月8日の決議58/5  
9を想起し、

国際の平和および安全の増進と核軍縮  
の促進とは、相互に補完し強化し合うことを  
認識し、

拡散ネットワークなどによる大量破壊兵  
器の拡散によってもたらされる危険が増大  
していることを深く憂慮し、

2003年12月19日に発表された、すべての  
大量破壊計画を放棄するというリビア・ア  
ラブ・ジャマー・ヒーヤ国の決定を歓迎し、

2004年4月28日の安保理決議1540(200  
4)の採択を、大量破壊兵器の拡散防止に  
向けたグローバルな努力における重要な  
一歩として歓迎し、

核戦争と核テロリズムを回避するため  
に、あらゆる努力がなされるべきであること  
を確信し、

核不拡散条約 (NPT) が、国際的な不  
拡散体制の礎として、また核軍縮を追求す  
る上で必要不可欠な基盤として、決定的に  
重要であることを再確認し、

条約や核不拡散体制に対する挑戦が、  
完全遵守の必要性をさらに高めていること  
とともに、すべての締約国が遵守するという  
信頼性がなければ条約はその役割を果た  
しえないことに留意し、

さらなる核軍縮への一歩となるべき、一  
方的、あるいは、ロシアと米国による戦略攻  
撃力削減条約の発効などの交渉を通じた  
、核兵器国による核兵器削減の進展、お  
よび国際社会による核軍縮・不拡散に向け  
た努力を認識し、

協調的脅威削減計画などの国際協力の  
枠組みにおける、核兵器関連物資の削減  
に向け現在進められている努力を歓迎し、  
核軍縮におけるさらなる進展は、国際的  
な核不拡散体制を強化し、国際の平和と

安全の確保に資するとの確信を再確認し、  
1998年に実施された最後の核実験以  
降、核兵器の実験的爆発または他の核爆  
発に関するモラトリアムが継続していること  
を歓迎し、

2000年NPT再検討会議の最終文書  
が成功裏に採択されたことを歓迎すると  
ともに、その結論を履行することの重要性を  
強調し、

2005年に開催されるNPT再検討会議に  
向け、2003年4月26日から5月7日に開催さ  
れた第3回準備委員会での活発な議論を  
認識するとともに、被爆60周年にあたる200  
5年再検討会議の成功の重要性を強調し、

国際原子力機関 (IAEA) 保障措置協定  
の追加議定書への署名および/または締  
結を行った国の数が近年において着実な  
増加傾向にあることを歓迎するとともに、保  
障措置および追加議定書の普遍化によっ  
てIAEA保障措置システムがさらに強化さ  
れることへの希望を共有し、

ロシアと米国が、戦略攻撃力削減条約  
を完全に遵守すること、および、両国間の  
新たな戦略関係に関する共同宣言 に  
従って集中的な協議を継続することを奨  
励し、

包括的核実験禁止条約 (CTBT) 第14  
条 に基づいて2003年9月3 - 5日に  
ウィーンで開催された第3回CTBT発効  
促進会議の最終宣言、ならびに2004年



9月の第2回CTBTフレンズ会議の外相共同声明を歓迎し、

その進展が2005年NPT再検討会議の前向きな成果に貢献するものであることから、すべての国家がCTBTの早期発効を実現するために最大限の努力を払うことを奨励し、

テロリストが核兵器または関連物資、放射性物資、機材および技術を取得または開発することを防止する重要性を認識するとともに、これに関連するIAEAの役割を強調し、

未来の世代のための軍縮・不拡散教育の重要性、および現在の不拡散・軍縮問題と取り組む努力の重要性を強調し、

以下決議する。

1 NPTの普遍性を達成することの重要性を再確認するとともに、未締約国に対し、遅滞なくかつ無条件に同条約に非核兵器国として加入することを要請する。

2 すべてのNPT締約国が、同条約上の義務を履行することの重要性を再確認する。

3 NPT第6条ならびに1995年のNPT再検討・延長会議における「核不拡散及び核軍縮のための原則と目標」決定の第3節および第4節(c)を履行する体系的、漸進的努力のための、以下の実際的な措置の核心的重要性を強調する：

(a) 遅滞なくかつ無条件に、かつ憲法上の手続きに従い、CTBTに署名・批准し、その早期発効を達成することの重要性および緊急性、ならびにその発効までの間の、核実験爆発あるいはそれ以外のあらゆる核爆発のモラトリアム。

(b) 1995年の専門コーディネーターの報告書 および同報告書に含まれた任務に基づき、また、核軍縮と核不拡散の双方の目的を考慮して、差別的でない、多国間の、国際的かつ効果的に検証可能な核兵器あるいはその他の核爆発装置用の核分裂性物質の生産を禁止する条約を交渉するための特別委員会を、2005年の会期内のできるだけ早期に、ジュネーブ軍縮会議(CD)に設置し、5年以内に交渉を妥結すること、ならびに同条約の発効までの間の核兵器用核分裂物質の生産モラトリアム。

(c) 作業プログラムを策定する文脈の中で、核軍縮を扱うことを任務とする適切な下部機関を、2005年会期内のできるだけ早期にCDに設置すること。

(d) 核軍縮、核および核に関連する兵器の軍備管理・削減措置に不可逆

性の原則を含めること。

(e) 2000年NPT再検討会議で合意された、NPT締約国が同条約第6条の下で誓約する核軍縮につながる、保有核兵器の完全廃棄を達成するという核兵器国による明確な約束。

(f) ロシアおよび米国が、戦略的安定性および国際的安全保障を維持、強化するため、既存の多国間条約に大きな重要性を置きつつ、戦略攻撃兵器の大幅な削減を行うこと。

(g) 国際の安定を促進し、かつすべてのものにとっての安全保障が損なわれないとの原則に基づく方法で、すべての核兵器国が核軍縮につながる以下の措置をとること：

(i) すべての核兵器国が、一方的な核軍備削減を継続するよう、なお一層の努力を払うこと。

(ii) 核兵器能力に関し、また、NPT第6条に従った合意の実行に関し、核軍縮に関する一層の進展を支える自発的な信頼醸成措置として、すべての核兵器国が透明性を向上させること。

(iii) 一方的なイニシアティブに基づき、かつ核兵器削減および軍縮の過程の不可欠な一部分としての、非戦略核兵器の一層の削減。

(iv) 核兵器システムの作戦上の地位を一層低減するための具体的な合意措置。

(v) 核兵器が使用される危険性を最小化し、核兵器の完全廃棄の過程を促進するための、安全保障政策における核兵器の役割の縮小。

(vi) 核兵器の全面的廃絶へ至る過程に、すべての核兵器国が適切な早期に関与すること。

(h) 軍縮の過程における各国の努力の究極的目標は、効果的な国際管理の下に置かれた全面完全軍縮であることを確認すること。

4 核兵器のない世界の実現のためには、核兵器廃棄の達成に向けた取り組みの過程において、すべての核兵器国があらゆる種類の核兵器を一層削減することを含む、さらなる措置が必要であることを認識する。

5 核兵器国が国連加盟国に対し、核軍縮に向けた進捗あるいは努力について然るべく通知するよう求める。

6 すべてのNPT締約国が、2005年NPT再検討会議の成功に向けて最大限の努力を払うよう奨励する。

7 現在行われている核兵器解体に係わる努力を歓迎し、その結果として生じる核分裂性物質の安全かつ効果的な管理の重要性に留意し、すべての核兵器国が、もはや軍上で必要とされない各核兵器国が認めた核分裂性物質を、できるだけ速やかにIAEAあるいは関連する国際検証措置の下に置くこと、また、かかる物質を永久に軍事計画の枠外に置くことを確保する目的で、平和目的のために処分する措置をとることを要請する。

8 核兵器のない世界を実現・維持するための核軍縮合意の遵守を保証するために必要とされる、IAEAの保障措置およびCTBT検証体制を含む検証能力のさらなる開発の重要性を強調する。

9 すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散を防止し抑制するための努力を倍加し、これら兵器の拡散に資する可能性のある装置、材料、技術を移転しないとの政策を、かかる政策がNPT上の加盟国の義務に一致することを確保しつつ、必要に応じて確認し強化することを要請する。

10 すべての国家に対し、核兵器その他の大量破壊兵器の拡散に資するあらゆる物資の安全性、安全な保管、効果的な管理および防護に関し、これらの物資が特にテロリストの手に渡るのを防止するため、可能な限り高い水準を維持するよう要請する。

11 包括的な保障措置協定および追加議定書の発効促進のために、2000年9月22日採択のIAEA決議GC(44)/RES/19、および2004年2月のIAEAの最新行動計画で概括された行動計画の要素の実施を引き続き検討するようIAEA加盟国に勧告した、2004年9月24日のIAEA総会決議GC(48)/RES/14の採択を歓迎するとともに、同決議の早期かつ完全な履行を要請する。

12 すべての国家に対し、第57回国連総会に提出された軍縮・不拡散教育に関する事務総長報告にある勧告を適切に履行すること、およびこの目的のために実施された努力に関する情報を自発的に共有することを奨励する。

13 核不拡散・核軍縮を促進する上で、市民社会が果たす建設的役割を奨励する。

(訳：ピースデポ)

印には参照すべき原文の題名等が記載されているが省略した。



目を閉ざすな  
 auf keinem Auge blind.  
 2020年までに  
 核兵器廃絶を  
 atomwaffenfrei bis 2020

# 2005年NPT再検討会議に向けたドイツ市民のとり組み

平和市長会議の提唱する「核兵器廃絶のための緊急行動 - 2020ビジョン」を軸として、各国のNGO、市民団体がさまざまな活動を展開している。去る10月16日に東京で開催された「<被爆60年 - 2005年を核廃絶への転換の年に! 2.19集会(仮)>」第1回実行委員会において、記念講演を行ったレギナ・ハーゲン氏(核拡散に反対する国際科学技術者ネットワーク(INESAP))が、ドイツにおける運動の広がりを紹介した。ハーゲン氏が講演会場で配布した、「『核兵器廃絶をわれわれから始めよう』支持者サークルによる2004 / 2005国際キャンペーン」のリーフレットの一部を訳出した。併せて、ドイツの平和関連NGO「国際法運動」による、「国際法を守る壁」プロジェクトを紹介する。ドイツの学生グループによって始められたこの運動は、平和市長会議の支持を得て、いま世界規模で広がつつある。

## ドイツの運動リーフレット

### 不拡散条約、危機に瀕する

1968年、核兵器保有国である米ソ英仏中は、核不拡散条約(NPT、核拡散防止条約とも知られる)において、「核軍備競争の早期の停止および核軍備撤廃に関する効果的な措置につき...誠実に交渉を行うこと」を義務付けられた。それに対して、非核兵器国は、いかなる核兵器をも製造せず取得しないと誓約した。

しかし、NPTが核軍縮を早期に実現できるとの希望が真実であることは証明されていなかった。今日では、再び新しい核兵器が開発されている。それも、以前より多くの国において、である。

米国では、2003年末、議会が通称「ミニ・ニューク」開発、パンカー・バスター開発、ブルトニウム・ピット生産施設建設、ネバダ核実験場準備作業関連の予算を可決した。新型ミサイルおよび宇宙爆撃機は地球上のいかなる場所にも核弾頭を確実に運搬できるはずである。ミサイル防衛システムおよび宇宙兵器は、攻撃用兵器を補完している。

中国は、兵器近代化の促進によって米国のミサイル防衛計画に対抗している。すなわち、常時任務遂行可能なICBM開発に着手したのである。

ロシアは新しい核ミサイルの生産を予告した。プーチンは、ロシアが再び「世界のミサイル列強」となることを望んでいる。

フランスは、新型のミサイル、巡航ミサイル、核弾頭、爆撃機を開発することによってすべての核戦力を近代化している。

英国は48発の核弾頭を搭載した原潜1隻を常時哨戒させ、新型核兵器開発計画の立案を望んでおり、米国の核兵器近代化推進から恩恵を受けている。

事実上の核保有国となったインド、パキスタ

ン、イスラエルのことも忘れてはならない。インドとパキスタンは、数10発の核弾頭を常時保有している。両国は長射程のミサイルを生産し、既に紛争が絶えない地域をさらに不安定にしている。イスラエルは核保有国であることをけっして公式に宣言してこなかったが、75~200発の核弾頭、およびミサイルや爆撃機等の多様な運搬システムを配備している。イスラエルは潜水艦から核搭載の魚雷および巡航ミサイルを発射することが可能である。

最近になって、より多くの国が核兵器開発の意志を抱いていることが知られるようになった。例えば、北朝鮮、イラン、リビアである。同様に、エジプトについても疑いが持たれていた。ロシアが保有する膨大な量の核兵器および核物質の所在についても未だに不明な点が残っているように思われる。

2005年には、NPT締約国(インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮のみが未加盟)が条約再検討のためにニューヨークにやって来る。核軍縮の分野ではつきと認められる進歩が見られなければ、不拡散条約が完全に破綻する恐れがある!それに対抗すべく、われわれはあらゆることを試みなければならない!

だからこそ、「『けっして目を閉ざすな』2020年までに核兵器廃絶を!」キャンペーンを推進しよう。

国際組織「平和市長会議」(108か国の560都市以上)が2003年秋に「核兵器廃絶のための緊急行動 - 2020ビジョン」を開始した。広島および長崎市長は、2005年にニューヨーク国連本部で開催されるNPT再検討会議の派遣団に大きな圧力をかけるようわれわれ全員に訴えている。

この緊急行動の目標は:  
 すべての核兵器の廃絶に向けた計画につい

て、2005年会議において拘束力のある合意を取りつけること  
2010年の再検討会議において核兵器禁止条約を締結すること  
2020年までに核兵器のない世界を達成することである。

平和市長会議の努力は世界中の平和・軍縮団体によって支持されている。ドイツでは、「『閉じて目を閉ざすな』2020年までに核兵器廃絶を!」の取り組みを通じて、「核兵器廃絶をわれわれから始めよう」支持者サークルによって支援されている。また、市長たちによっても支援されているし、もしかしたらあなたによっても支援されているかもしれない。

あなたの街の市長を2005年にニューヨークに派遣し、2020年までの核兵器廃絶を要求するように、助力してほしい。

キャンペーンを支援してください  
あなたの地元市長がすでに平和市長会

議に参加している場合には、キャンペーンに協力し、2005年4月にニューヨークを訪れるように依頼してください。秋葉・広島市長から地元市長に宛てた手紙をあなたが入手できるように、われわれが段取りをすることができます。

地元市長がまだ参加していない場合には、キャンペーンについて地元市長に知らせて、平和市長会議に参加するように要求してください。

核兵器とその廃絶の緊急性についての啓蒙集会を開催してください。参考資料をお探でしたら、われわれは喜んで協力します。

このテーマに関して布地で絵を作るパッチワークのコンテストを地元で開催してください。

外相、およびニューヨークの国連ドイツ代表部宛に手紙を書いてください。

このテーマについて報道するように地元紙に要求してください。

地元には市民ラジオ局がある場合には、あなた自身がラジオ放送を行ってください。1945年の広島・長崎への原爆投下に関する展示会を組織してください。関連する展示資料は、支持者サークルから貸与可能です。

「核兵器廃絶をわれわれから始めよう」支持者サークルについて

「核兵器廃絶をわれわれから始めよう」支持者サークルは、1994年以来、核兵器条約および核兵器なき世界のために尽力している。この目的のために、加盟組織によるイニシアチブを支援し、現実性のある公開行動を組織し、政治家や外交官に対するロビー活動を行い、国内外の関連キャンペーンに参加している。支持者サークルの計画および加盟組織についての最新の情報には、インターネットサイト(<http://www.atomwaffenfrei.de>)からアクセスできる。(訳:大滝正明、原文はドイツ語)

## 「国際法を守る壁」プロジェクト

「紛争の平和的解決や国際法の遵守などを訴えることを目的に、ドイツの平和関連NGO「Aktion-Volkerrecht」(日本語で「国際法運動」の意)が、2003年2月から「国際法を守る壁」プロジェクトを実施しています。このプロジェクトは、平和や国際法の順守を求める署名活動の一つとして、賛同者が平和メッセージと名前などを記入した木製のブロック(横8cm、縦4cm、幅2cm)をつなぎ合わせて、2005年の5月のNPT再検討会議開催期間中、ニューヨークの国連本部の周囲にモニュメント「国際法を守る壁」を築き、国連の政府代表者等にNPTなどの国際法の大切さを訴えようとするものです。

2004年に開催されたNPT再検討会議準備委員会の開催期間中には、それまでに集まったブロックで作った「壁」をニューヨーク市内の公園で展示し、注目を集めました。2004年8月現在、約17,000人からの賛同があり、「壁」の延長は約70mとなっています。(「核兵器廃絶のための緊急行動-2020ビジョン」より抜粋)

(右は、NGO「国際法運動」のウェブサイト<http://a-vr.org>の抄訳である。「国際法を守る壁」プロジェクトへの参加方法については、「国際法運動」(FAX:+49-6221-41-82-00 / Email:join-in@a-vr.org)に英語で直接問合せのこと。)



「アボリション2000」のHPより、2004年5月1日、ニューヨーク市内のブライアント・パークにて。

世界に拡大していく「国際法を守る壁」モニュメントによって、われわれが目指すこと:

国連憲章に謳われている武力行使の禁止があまりにも空洞化していることを示すこと。この空洞化は、2003年3月に圧倒的な多数の諸国の反対を無視して国連決議なしで対イラク戦争を始めた国々の行為と予防的な主張によってもたらされたものである。

この世界の人間の意思を表明すること、すなわち武力および戦争という手段を用いずに国際紛争を解決することに貢献できる可能性を、あらゆる人々に示すこと。

平和市長会議への参加に先立ち、広島・長崎への原爆投下60周年、すなわち2005年8月6日を前にした最後の年(訳注:2004年のこと)に、「国際法を守る壁」モニュメントを拡大し、すべての核兵器の廃絶を国際法的な義務とすることに向けてただちに具体的な一歩を踏み出すことに貢献することを通して、あらゆる人にその意思を表明する可能性を示すこと。

それぞれの積木は一人一人の人間を代表しており、武力行使を禁止した国連憲章以外にはいかなる国家にも進むべき道はないという深い決意を表している。

(訳:大滝正明、原文はドイツ語)



ピースデポ・ワークショップのご案内  
「2005年に向けて～わたしたちに  
何ができる?」

日時:2004年11月27日(土) 午前10時～12時  
会場:かながわ県民活動サポートセンター  
(かながわ県民センター内)604会議室  
http://www.kvsc.pref.kanagawa.jp/center/  
areamap.html

ピースデポ・スタッフが講師となって、核軍縮  
をめぐる世界と日本の状況、NGOの活動につ  
いて学ぶワークショップを開催します。学生の方  
の参加を歓迎します。参加ご希望の方は、ピース  
デポ 担当:中村 までご連絡ください。

# 日誌

2004.10.6～10.20

作成:中村桂子

IAEA=国際原子力機関 / MD=ミサイル防  
衛 / WMD=大量破壊兵器

10月6日 韓国国防省、在韓米軍の3分の1に  
当たる1万2500人を08年9月までに3段階に分けて  
削減することなどで米国と正式合意したと発表。

10月6日 米調査団のドルファー団長、イラク戦  
争開戦時に、同国にはいかなるWMDも存在しな  
かったとする報告書を議会に提出。

10月7日 細田官房長官、開戦当時安保理決  
議に反応しなかったイラクの姿勢に問題があり、日  
本政府の対応に誤りはないとの考えを強調。

10月7日 在日米軍、イージス艦「レイク・エ  
リー」の新潟東港寄港を新潟県に要請。8日、県が  
岸壁使用を許可。

10月8日 アジア欧州会議(ASEM)第5回首  
脳会議、ハノイで開幕。テロやWMD、北朝鮮の核  
問題などをテーマに討議(～9日)

10月9日 米海軍横須賀基地で、強風によるミ  
サイル巡洋艦「ペンセン」の係留ロープが切れ  
て約30m漂流。揚陸指揮官「コロナド」に接触。

10月9日 韓国の毎日経済新聞、韓国軍関係  
者の話として、韓国が射程300キロの地对地ミ  
サイルを開発、約100基を配備していると報道。

10月11日付 政府、10日までに、MDの迎撃ミ  
サイル部品について、量産、配備を前提とした開  
発段階に移行する方針を固める。

10月11日 米イージス艦「レイク・エリー」、新  
潟県の新潟東港に入港。イージス艦の新潟入りは初  
めて。12日、出港。

10月11日 EU、ルクセンブルクで外相会議。  
WMDの廃棄を宣言し、国際社会へ復帰を進める  
リビアに対する武器禁輸措置の解除を決定。

10月12日 パキスタン国防省、核弾頭の搭載

ご案内 「トライデント・ブラウ  
シェアズ・ハンドブック」

第3版、2001年(日本語訳第2版、2004年11月)  
A4サイズ、約210ページ、図版入り

値段(送料別)

800円～1000円(お問合せください)

発行:ゴイル湖の平和運動家を支援する会

http://www003.upp.so-net.ne.jp/maytime/  
goilsupt.html

問合せ先:豊島耕一 toyo@cc.saga-u.ac.jp

自宅電話/ファクス 0942-43-6184

が可能で、射程1500キロの中距離ミサイル「カウ  
リ5」の発射実験に成功したと発表。AP通信。

10月13日 プッシュ米大統領、「2005軍事建設  
歳出及び緊急ハリケーン補正歳出法」に署名。  
(本号参照)

10月13日 新アジェンダ連合、日本、国連総会  
第一委員会に決議案をそれぞれ提出。(本号参  
照)

10月14日付 IAEA、イラク国内の核関連施設  
などから核兵器製造に利用される軍民両用の  
精密機械等が消失しているとの報告書を安保理  
に提出。

10月15日 大野防衛庁長官、米国とのMD共  
同研究に関して、遠くない将来に共同開発、共同  
生産に移行するとの見方を示す。ロイター。

10月16日 細田官房長官、「(北朝鮮は)核兵  
器をほぼ開発している」と発言。18日、「兵器として  
使える段階と言うにはオーバー」と修正。

10月18日付 欧州の空爆用の戦術核兵器が  
90年代半ば以降も削減されず、現在も500個近い  
規模で温存されていることが明らかに。

10月20日 イランのシャムハニ国防軍需相、中  
距離弾道ミサイル「シャハブ3」の発射実験を実施  
したと発表。

## 沖縄

10月6日 日米両政府、米軍ヘリ墜落事故に  
関連して「事故現場の協力に関する日米合同委  
の特別分科委員会」第2回会合を開催。

10月6日 細田官房長官、米軍再編に関する  
日米協議で在沖米軍の一部本土移転案を提示  
していることを明言。海外移転案にも言及。

10月6日 嘉手納基地第18任務支援群司令官  
パーカー大佐、F15機2機は、空中給油の体勢時  
に接触事故を起こしたことを明らかに。

10月6日 ヘリ墜落事故で、県警が事情聴取を  
求めている事故機乗員3人が既に米本国に帰国  
していたことが在沖米軍の説明で明らかに。

10月7日 米軍嘉手納基地で、4日に空中接触  
事故を起こした機体と同じ、米アラソカ州エレメン  
ドルフ空軍基地所属のF15戦闘機、飛行再開。

10月7日 小泉首相、ベトナムのハノイ市内で  
記者団と懇談、在沖米軍の移転問題について「抑  
止力維持も含めて国外移転はあっていい」。

10月8日 米軍ヘリ墜落事故で米側が日本政  
府に提出した事故調査報告書が、日米合同委員  
会の同意を得て、公表される。

10月8日 米軍ヘリ墜落事故に関する日米合  
同委の第3回事故分科委員会が開催される。

10月12日 政府、米軍ヘリ墜落事故に関する  
第3回関係閣僚会合を開催。事故機と同型ヘリの  
飛行再開の容認を決定。

10月12日 米軍、13日から墜落事故ヘリと同  
型ヘリの飛行を再開すると通告。政府は飛行再開  
容認を正式に伝達。

10月13日 県議会、F15戦闘機接触事故や都  
市型訓練施設などに対する抗議決議案と意見書  
案を全会一致で可決。

10月13日 在沖米海兵隊、墜落事故と同型の  
CH53D輸送ヘリの民間地上空での飛行を実施。

10月14日 ライク在沖米総領事、ヘリ墜落事  
故で、「組織的な欠陥があったと認めざるを得な  
い」と初めて言及。

10月15日 稲嶺知事、米軍再編による沖縄の  
基地負担軽減について「県自体としてウェットを  
つけて沖縄案を作っていくたい」。

10月15日 県議会代表、米軍沖縄地域調整事  
務所を訪れ、F15空中接触事故、都市型訓練施設  
などへの抗議決議と意見書を手渡す。

10月15日 8月に起きた女性暴行と住居侵入  
の容疑で、米軍嘉手納基地に勤務する米軍属を  
逮捕。16日、県警は容疑者を那覇地検に送検。

10月15日 山口県と岩国市、事故機と同型ヘ  
リ5期を普天間飛行場から米海兵隊岩国基地へ  
移すことを容認。

10月16日 町村外相、米軍ヘリの墜落事故現  
場を視察。「(米軍の)操縦士の操縦がうまくつた」  
などと発言、住民らの反発を呼ぶ。

10月18日 在沖米軍と航空・海上自衛隊、那  
覇空港の夜間滑走路改修工事に伴い、戦闘機6  
機を嘉手納基地に一時移駐する覚書に調印。

## 今号の略語

BRAC = 基地閉鎖再編  
CD = ジュネーブ軍縮会議  
CTBT = 包括的核実験禁止条約  
IAEA = 国際原子力機関  
ICBM = 大陸間弾道ミサイル  
MTCR = ミサイル技術管理レジーム  
NAC = 新アジェンダ連合  
NEPA = 米国家環境政策法  
NPT = 核不拡散条約  
QDR = 四年期国防見直し

## ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりますが、詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス:事務局 <office@peacepot.org>

梅林宏道 <CXJ15621@nifty.ne.jp> 田巻一彦 <tamaki@pw.catv.ne.jp> 中村桂子 <nakamura@peacepot.org>

### 宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会  
員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願いま  
す。」誌代切れ、継続願います。:入会または定期購読の更  
新をお願いします。メッセージなし:贈呈いたしますが、入  
会を歓迎します。



書:秦莞二郎

### 次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、菊地一之(ピースデポ)、田巻  
一彦(ピースデポ)、中村桂子(ピースデポ)、青柳絢子、  
大澤一枝、大滝正明、田辺俊明、津留佐和子、中村和  
子、林公則、梅林宏道